

2021 年 9 月

受益者の皆様

アムンディ・ジャパン株式会社

**「アムンディ・インドネシア・ファンド(愛称:ガルーダ)」
における信用リスク集中回避のための保有比率上限超過についてのご報告とお詫び**

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。また平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、掲題ファンド(以下、「本ファンド」と言います。)において、金融商品取引法及び一般社団法人投資信託協会の自主規制規則で規定する信用リスク管理規制に抵触する事象が生じていたことが発覚致しました。

ここに深くお詫び申し上げますとともに、事象に関する詳細及び再発防止策につきまして下記の通りご報告申し上げます。

敬具

記

1. 今回の事象について

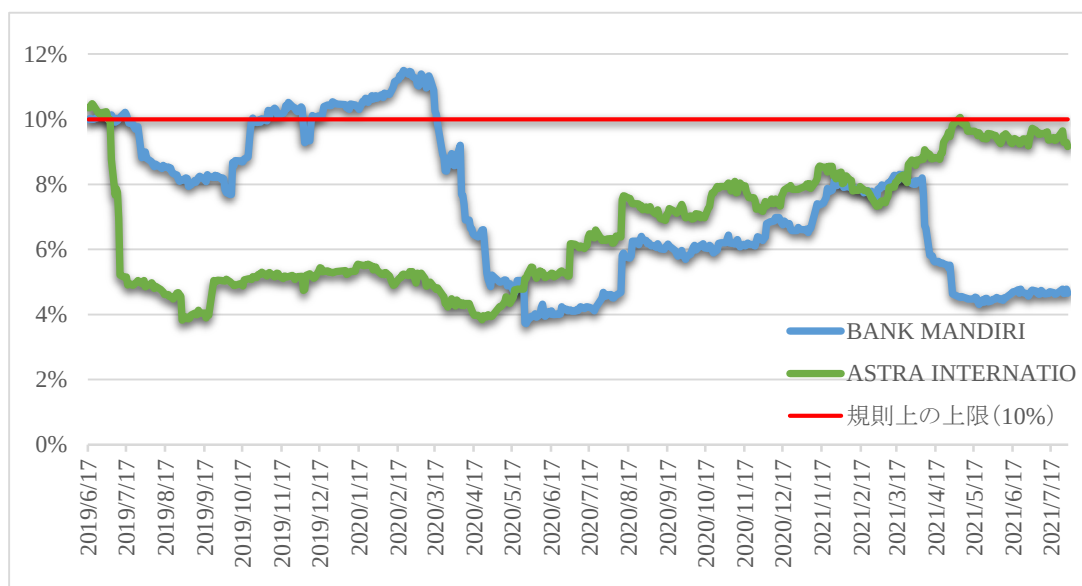
本ファンドにおいて、自主規制規則「投資信託等の運用に関する規則」第 17 条の 2(信用リスク集中回避のための投資制限)及び第 17 条の 3(信用リスク集中回避のための投資制限の例外)に関する運営が、規則が適用された 2019 年 6 月 15 日以降、当社にて適正に行われておらず、以下 2 銘柄が、本来遵守すべき上限保有比率である 10%を超過する事態が複数回生じておりました。

抵触した銘柄 の名称	抵触期間	抵触営業 日数	超過保有比率
BANK MANDIRI	2019 年 6 月 18 日	1	0.03%
	2019 年 6 月 24 日～同 7 月 5 日	10	0.004%～0.16%
	2019 年 7 月 9 日	1	0.02%
	2019 年 7 月 11 日～同 7 月 18 日	5	0.003%～0.21%
	2019 年 10 月 25 日	1	0.04%
	2019 年 11 月 1 日	1	0.02%
	2019 年 11 月 6 日～同 12 月 3 日	20	0.07%～0.51%
	2019 年 12 月 11 日～2020 年 3 月 18 日	64	0.06%～1.50%

1816999

ASTRA INTERNATION AL	2019 年 6 月 17 日～同 7 月 2 日	12	0.07%～0.47%
	2021 年 5 月 6 日	1	0.05%

図: 抵触銘柄の保有比率推移



10%を超過する事象が生じた場合、前記規則に則り、超過事象発生後 1 ヶ月以内に比率を基準内へ調整し、更に、自主規制規則「投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則」第 19 条の 2 (信用集中リスク集中回避のための投資制限を超えた場合の開示) に従って、調整が終了した後 3 か月以内に、基準比率を超え、その後調整が終了した旨を弊社ホームページにて受益者の皆様へ開示すべきでしたが、1 か月以内に比率を修正できていない事象及び適切な開示を欠く事象が複数回発見されました。

尚、当該規則は、特定の銘柄を過度に組み入れることにより生じうる信用リスク事象を未然に回避するため、ポートフォリオの信用リスクの分散を図るとの趣旨です。本件については、投資判断として特定の期間において一時的に当該規則の定める上限を超える信用リスクを取ったものですが、当該期間において当該銘柄における信用リスク事案は発生しておらず、当ポートフォリオに対する信用リスクの観点からの影響はございませんでした。また、2021 年 9 月 1 日現在、超過している銘柄はございません。

2. 超過の原因

当社では、投資信託協会規則「投資信託等の運用に関する規則」第 17 条の 3 (3) (信用リスク集中回避のための投資制限の例外) に則り、ベンチマークインデックス (本ファンドでは参考指数がこれに相当します) に支配的な銘柄^{*1}が存在する本ファンドを 2019 年 6 月 15 日より特化型^{*2}としています。

規則では、“支配的な銘柄”についてのみ、第 17 条の 2 (信用リスク集中回避のための投資制限) 第 1 項本文に定めている「株式等エクスポージャー」の上限である 10% を 35% に置き換えて運用することを認めています。が、弊社では、特化型である本ファンドで保有するすべての銘柄の上限保有比率を 35% とすることができると誤認したことから、今回の事象が生じたものです。

2021 年 8 月、投資信託協会作成の「正会員の法令・諸規則等違反等報告とりまとめ」(事例集) で公表されている他社事例を参考に弊社リスク管理部門にて調査したところ、弊社においても抵触する事象が発覚したものです。

※1 支配的な銘柄: 投資対象候補銘柄群 (投資ユニバース) あるいはベンチマークにおける特定の銘柄の占める割合が 10% を超える場合、当該銘柄を支配的な銘柄といいます。

※2 特化型: 投資信託協会は、信用リスク集中回避のための投資制限として、一つの者に係る株式エクスポージャーの上限を 10% としています。ただし、例外として、投資対象に支配的な銘柄が存在する場合において、必要な措置を講じて特化型とすることで、一部上限の緩和を認めています。

3. 再発防止策

本件を受け、社内規則及び業務マニュアルの策定、社内外関係者への当該規則についての周知徹底、法令諸規則変更時の業務に反映する体制整備といった方策を取り、再発防止に努める所存です。

本件に関し改めてお詫び申し上げますとともに、今後も運用管理体制及び内部管理体制の強化に努める所存でございますので、引き続きご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

以上

＜本件に関するお問合せ先＞

アムンディ・ジャパン株式会社お客様サポートライン

電話番号：03-3593-5911（通話料は有料です）

受付は弊社営業日の午前 9 時から午後 5 時まで